

<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">食鳥検査員の証</p> <p style="text-align: center;">年月日発行</p> <p style="text-align: center;">所轄庁 氏名 所轄庁印 生年月日</p>	<p style="text-align: center;">写 真 ち ゃ う 付 画</p>
--	--

この証書を携帯する者は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律により立入検査又は収去を行う職権を有するもので、その関係業又は、次のとおりである。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第三十八條 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職権に、食鳥処理若しくは食鳥処理業者若しくは届出食肉販売業者の事務所、倉庫その他の施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は食鳥とたい、食鳥中核とたい若しくは食肉等の一部を無償で収去させることができる。

2 (略)

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考、この用紙は、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。